

# 秋田市無電柱化推進計画



令和2年3月  
秋田市

## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. はじめに.....                       | 1  |
| 2. 本市における無電柱化の現状.....              | 2  |
| 3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針.....          | 3  |
| (1) 基本方針.....                      | 3  |
| (2) 無電柱化の対象道路.....                 | 3  |
| 4. 無電柱化の手法.....                    | 5  |
| (1) 地中化方式.....                     | 6  |
| (2) 地中化方式以外の手法.....                | 7  |
| 5. 無電柱化推進計画の期間.....                | 7  |
| 6. 無電柱化の推進に関する目標.....              | 7  |
| 7. 無電柱化の推進に関する施策.....              | 8  |
| (1) 多様な事業手法による無電柱化の促進.....         | 8  |
| (2) 占用制度の運用.....                   | 10 |
| (3) 関係者間の連携の強化.....                | 12 |
| 8. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための取り組み..... | 12 |

## 1. はじめに

---

無電柱化は、昭和60年代初頭から全国的に整備が進められてきており、一定の整備が図られてきました。

本市においても、電線共同溝などによる整備が行われておりますが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者の増加等により、無電柱化の必要性が高まっている状況であります。

こうした中、国においては、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を目的として、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下「無電柱化法」という。）が施行されました。

無電柱化法第8条第2項においては、国の策定する「無電柱化推進計画」および「都道府県無電柱化推進計画」を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である「市町村無電柱化推進計画」を定めるよう努めることとされております。

本計画は秋田市における「市町村無電柱化推進計画」として、基本的な方針と無電柱化を推進するための施策を定めたものであります。

## 2. 本市における無電柱化の現状

本市では、主に中心市街地や緊急輸送道路等で無電柱化が進められ平成30年度末時点における無電柱化実施済みの整備延長は、10.6km(区間延長ベース)であり、電線共同溝方式による無電柱化実施済みの整備延長は、4.4kmとなっており、今後、さらなる無電柱化の推進を図る必要があります。

### 【市道大堰反線】



整備前



整備後

### 【市道川尻広面線】



整備前



整備後

### 3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

#### (1) 基本方針

「無電柱化の推進は地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。(無電柱化法第2条)」との基本理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の3つの観点から、無電柱化を推進してまいります。

#### (2) 無電柱化の対象道路

基本方針に基づき、以下の道路について優先的に無電柱化を推進してまいります。

##### ① 防災

秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられている緊急輸送道路等について無電柱化を推進します。特に、市街地については、重点的に整備を行ってまいります。

#### 【緊急輸送道路の通行を妨げる電柱】



※国道7号 秋田市内

## ② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路等のバリアフリー化が必要な道路および通学路などにおいて、安全で移動しやすい歩行空間を確保するため、無電柱化を推進します。

### 【歩行者の通行を妨げる電柱】

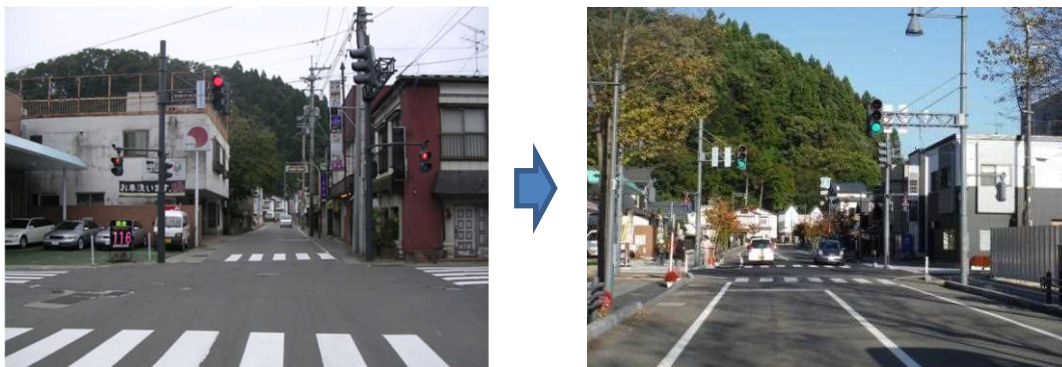


※国土交通省HPより

## ③ 景観形成・観光振興

良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進します。

### 【無電柱化による良好な景観の形成】



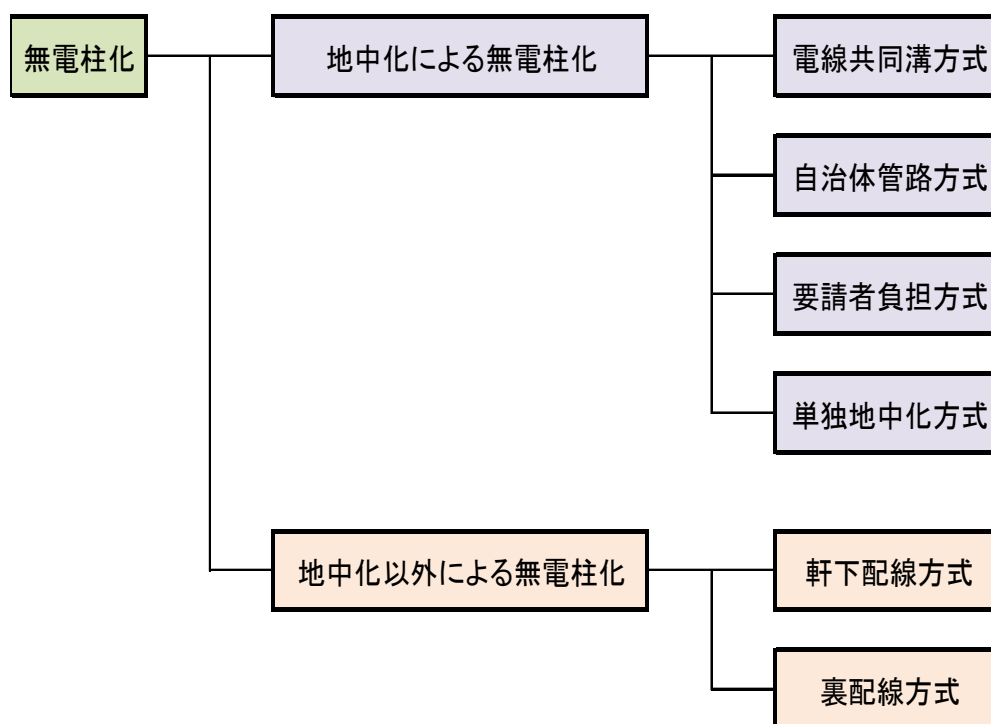
※一般県道 日三市角館線 仙北市角館町

#### ④ 道路事業が行われる道路

上記①から③の道路において道路新設および改築事業や街路事業などが実施される際には関係事業者等と調整のうえ、無電柱化を一体的に整備し効率的に無電柱化を推進します。

### 4. 無電柱化の手法

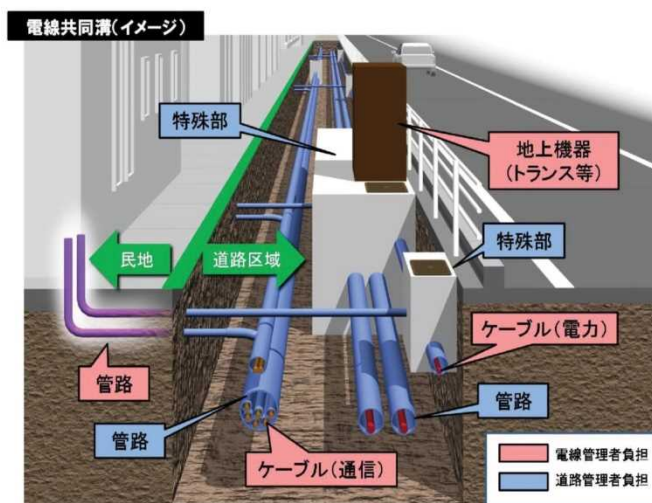
無電柱化は、整備する地域の実情に応じ、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ、以下の手法により実施します。



## (1) 地中化方式

### ① 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置および管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式



※国土交通省HPより

### ② 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理します。

### ③ 要請者負担方式

要請者が整備する方式で、原則として費用は全額要請者が負担します。

### ④ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法であり、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式



## (2) 地中化方式以外の手法

### ① 軒下配線方式

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下や軒先に配置する方式

### ② 裏配線方式

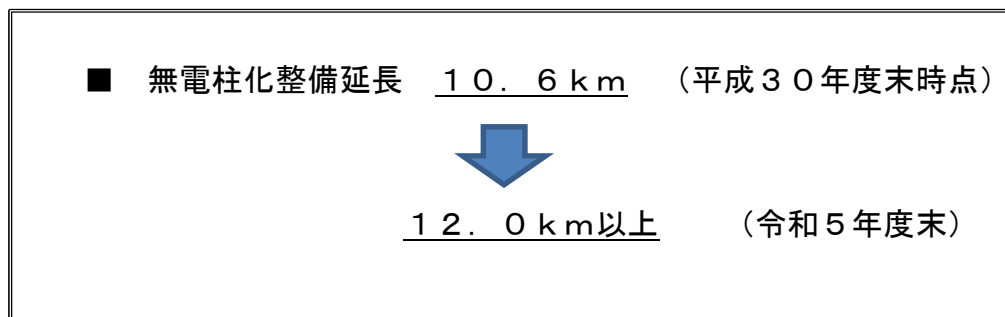
無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行い、無電柱化する方式

## 5. 無電柱化推進計画の期間

本計画の期間は令和元年（2019年）度から令和5年（2023年）度までの5年間とします。

## 6. 無電柱化の推進に関する目標

本計画期間内における無電柱化の推進に関する目標を次のとおりとし、無電柱化に取り組んでまいります。



※目標値は本体工事完了延長

(整備計画)

- 都市計画道路千秋久保田町線、市道川尻総社通り線、市道千秋明德町1号線

## 7. 無電柱化の推進に関する施策

### (1) 多様な事業手法による無電柱化の促進

従来から実施している電線共同溝方式は、その整備コストが高く無電柱化が進まない要因の一つとなっています。無電柱化の推進を図るため、電線共同溝の整備とともに、次の取り組みを実施してまいります。

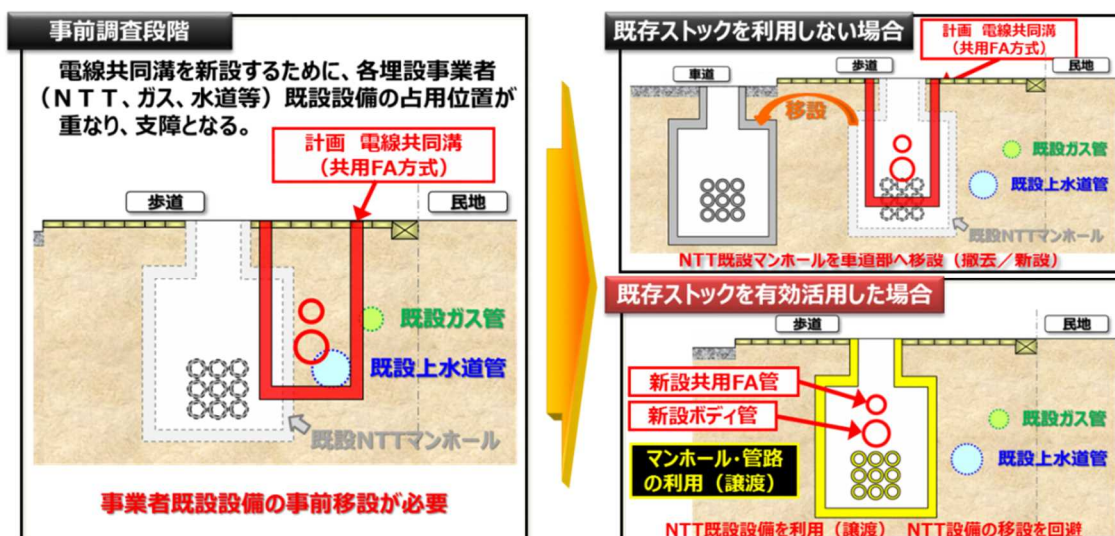
#### ① 既存ストックの活用

無電柱化区間に電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、コスト縮減や工期の短縮を図ります。

##### 【既設ストックの活用】

既設管路、既設マンホールを利用することによりガス管や水道管などの支障移転を回避しコスト縮減や工期の短縮が可能

※NTT設備を活用した例

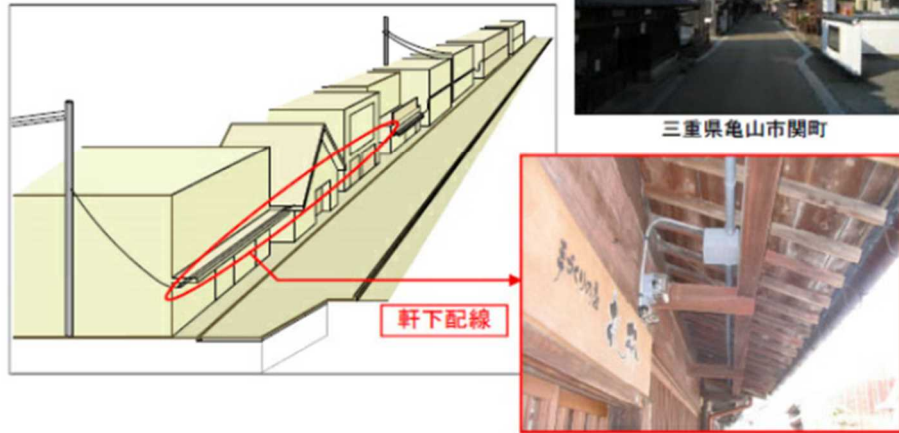


#### ② 地中化以外の方法による無電柱化

沿道の地権者等から合意を得られる地区については、軒下配線方式や裏配線方式などの地中化以外の手法により、効率的に整備を行ってまいります。

【軒下配線方式】

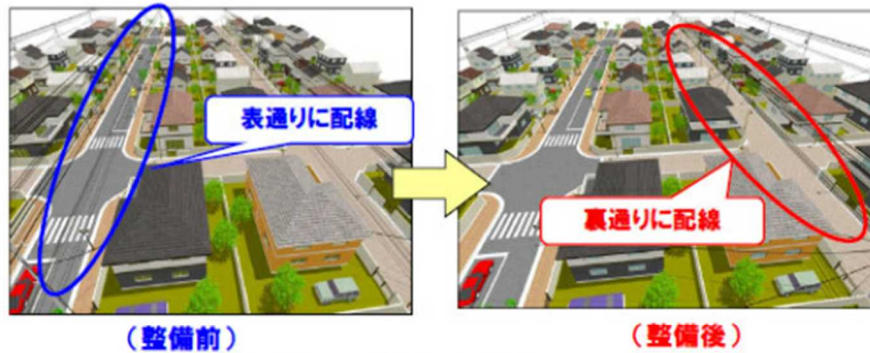
無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下や軒先に配置する方式



※国土交通省HPより

【裏配線方式】

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行い、無電柱化する方式



※国土交通省HPより

### ③ 低コスト手法の導入

現在、国などで取り組んでいる低コスト手法についても、導入を検討し、コスト縮減や効率的な無電柱化を推進してまいります。

#### 【国における低コスト手法の取組】

| 管路の浅層埋設<br>(実用化済)  | 小型ボックス活用埋設<br>(実用化済)  | 直接埋設<br>(国交省等において実証実験を実施)  |
|--|---|--|
| 現行より浅い位置に埋設  | 小型化したボックス内にケーブルを埋設  | ケーブルを地中に直接埋設   |
|   |   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・浅層埋設基準を緩和(H28. 4施行)</li> <li>・全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(H29. 3発出)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル施工(H28年度～)</li> <li>・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(H28. 9施行)</li> <li>・全国展開を図るための「道路無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(H29. 3発出)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(H27. 12)</li> <li>・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(H28年度)</li> <li>・実証実験を実施</li> </ul> |

※国土交通省HPより

## (2) 占用制度の運用

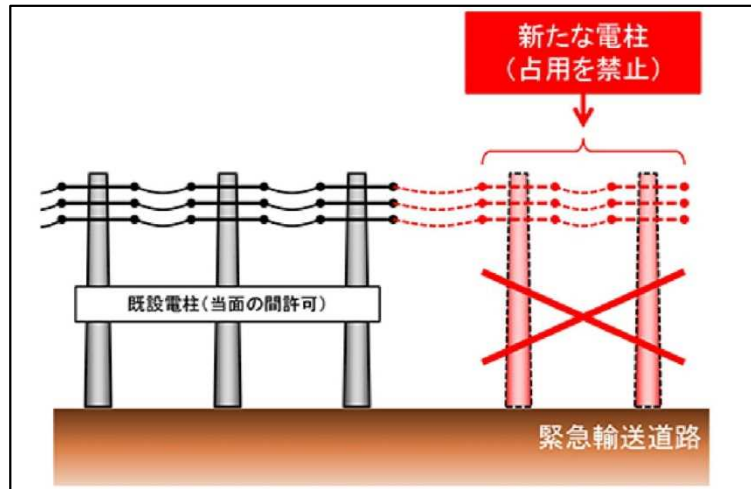
道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進してまいります。

### ① 占用制限制度の適切な運用

国が防災の観点から緊急輸送道路において実施している、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を制限する措置について、本市の緊急輸送道路においても推進してまいります。

また、今後、占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討します。

【緊急輸送道路の占用制限】

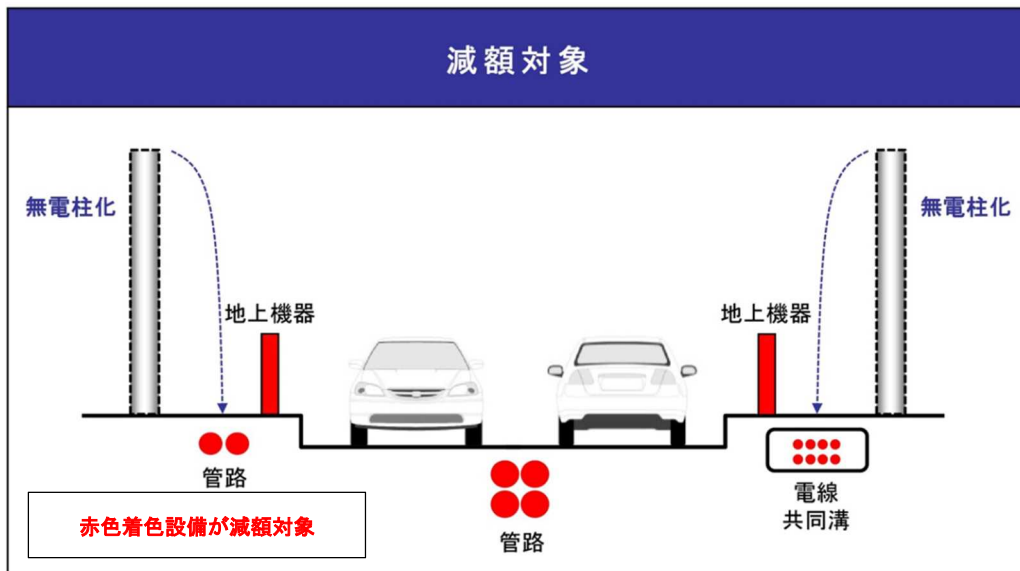


※国土交通省HPより

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化を推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置の継続、普及を行ってまいります。

【減額措置の例】



※国土交通省HPより

### (3) 関係者間の連携の強化

#### ① 推進体制

道路管理者、交通管理者、電線管理者からなる「秋田県無電柱化調整会議」を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行います。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ地元関係者や道路管理者、電線管理者等による地元協議会等を設置します。

#### ② 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を管理者の同意を得て進めます。

## 8. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための取り組み

---

### 広報・啓発活動

無電柱化の推進を図るためには、市民の理解と協力が必要であり、その必要性や効果について関心を深めてもらうため、広報や啓発活動について検討してまいります。

<計画策定担当部署>

秋田市 建設部 道路建設課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎4階）

TEL : 018-888-5749

---